

広島県告示第千三十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十九年十月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
畑賀二丁目一〇地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱一号と五号を市道に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市		町		字		地 番		標 柱 番 号	
広島市安芸区		畑賀二丁目		木路宇田山		二六二番一地先市道敷		標柱一号	
畑賀二丁目		畑賀町		一四二三番		一四一八番一		標柱二号	
畑賀二丁目				二六七番二地先市道敷				標柱三号及び四号	
								標柱五号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
北塩屋地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十六年五月一日広島県告示第四百四十三号で指定した土地に添つて結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は同告示で指定した土地に存する標柱四号と同一とし、標柱四号は同告示で指定した土地に存する標柱四号と五号を結んだ線上に存するものとする。

郡 市		町		地 番		標 柱 番 号	
呉市		北塩屋町		六番一		標柱一号及び二号	
				六番二		標柱三号	
				六番二五		標柱四号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

田中地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市		町		大字		字		地番		標柱番号	
豊田郡		大崎上島町		原田		大田		五九番二		標柱一号	
						江良		一〇八番一		標柱二号から四号まで	
						大田		一〇九番一		標柱五号	
								一一一番一		標柱六号、七号及び九号	
								一一〇番一		標柱八号及び一二号	
								一一二番一		標柱一〇号	
								一一〇番一 地先道路敷		標柱一号	
								一〇六番一 四地先道路敷		標柱三号	
								一〇五番三		標柱四号	
								五九番八		標柱一五号	